

## 企画提案競技審査要領

### 1 目的

この要領は、母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務委託の受託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

### 2 審査会の設置

秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課内に審査会を設置する。

### 3 事務局

審査会の事務局は、地域・家庭福祉課に置く。

### 4 審査員の構成

審査会は、次の審査員をもって構成し、審査員長は地域・家庭福祉課長とする。

- (1) 地域・家庭福祉課長（審査員長）
- (2) 審査員長が指名する者 2名

### 5 審査の実施方法

提出された企画提案書及び経費見積書の内容並びにプレゼンテーションの実施結果に基づき、審査会において企画提案者の審査を実施する。

### 6 審査の評価方法等

#### (1) 評価方法

- ① 審査員ごとに、別紙「企画提案競技評価票」を用いて行う。
- ② 審査による評価は、評価項目それぞれについて5段階で行い、評価項目ごとの重要度に応じた係数を乗じて評価点を算出する。ただし、「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組については、事務局において評点を算出する。
- ③ 各審査員の評価点の合計点は、300点満点（各審査員100点満点）とする。

#### (2) 評価項目及び評価内容・配点

別紙「企画提案競技評価票」のとおり。

#### (3) 評価基準

| 5段階評価 | 評価基準       |
|-------|------------|
| 5     | 提案内容が特に良い  |
| 4     | 提案内容が良い    |
| 3     | 提案内容が普通である |
| 2     | 提案内容がやや劣る  |
| 1     | 提案内容が劣る    |

(4) 重要度に応じて乗じる係数

次の観点により、評価項目ごとに設定する。

| 乗じる係数 | 観点       |
|-------|----------|
| 2     | 重要度が高い項目 |
| 1     | 上記以外     |

**7 基準点**

受託候補者の選定において基準となる各審査員の評価点の合計点は180点とする。

**8 受託候補者の選定**

- (1) 上記6により算出した合計点が基準点（180点）に達している者に対し、点数の高い順に順位を付ける。
- (2) 合計点が同じ者があった場合には、審査員が協議し最終的な順位を決める。
- (3) 1番の順位の者を受託候補者として選定する。

母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務委託  
企画提案競技評価票

| 評価項目           | 評 価 内 容                                      |                                                               |            |   | 5段階<br>評価 | 乗じる<br>係数 | 評価点 | 配点  |
|----------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|------------|---|-----------|-----------|-----|-----|
| 全体の評価<br>（仕様書） | 提案内容の的確性                                     | 仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。                                  |            |   | 5         | 1         | 5   | 20  |
|                |                                              | 業務を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。                                  |            |   | 5         | 1         | 5   |     |
|                | 提案内容の実現性                                     | 実施方法等が具体的に、実現性があるか。                                           |            |   | 5         | 1         | 5   |     |
|                | 業務への理解・知識                                    | 業務内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。                                     |            |   | 5         | 1         | 5   |     |
| 業務実施面<br>（仕様書） | 業務実績                                         | 本業務と同種・類似業務の実績があるか。                                           | 同種の実績が複数ある | 5 | 5         | 1         | 5   | 5   |
|                |                                              |                                                               | 同種の実績がある   | 4 |           |           |     |     |
|                |                                              |                                                               | 類似の実績が複数ある | 3 |           |           |     |     |
|                |                                              |                                                               | 類似の実績がある   | 2 |           |           |     |     |
|                |                                              |                                                               | 上記以外       | 1 |           |           |     |     |
|                |                                              |                                                               |            |   |           |           |     |     |
| 提案項目<br>（企画書）  | 運営体制                                         | 業務を遂行する上で、適切に対応できる体制が整っているか。問い合わせに対して、迅速に対応できるか。              |            |   | 5         | 2         | 10  | 50  |
|                | システムの拡張性                                     | 法改正による新制度等に柔軟に対応できるシステムとなっているか。                               |            |   | 5         | 2         | 10  |     |
|                | データ移行の確実性                                    | 新システムへのデータ移行が確実に行われるよう計画されているか。移行後のデータ破棄の方法等についても適切に記載されているか。 |            |   | 5         | 2         | 10  |     |
|                | セキュリティ対策                                     | システムのセキュリティ対策に関する提案がされているか。                                   |            |   | 5         | 2         | 10  |     |
|                | 業務の効率化                                       | 職員が操作しやすいシステムとなっているか。職員の事務負担を軽減するための独自機能・工夫の提案があるか。           |            |   | 5         | 2         | 10  |     |
| 経費見積書          | 経費の内訳が明確であり、提案内容に見合った適正な価格であること。             |                                                               |            |   | 5         | 1         | 5   | 5   |
| 地元企業           | 秋田県内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。                 | 県内に本店がある                                                      | 5          | 5 | 2         | 10        | 10  |     |
|                |                                              | 県内に支店、営業所等がある                                                 | 2.5        |   |           |           |     |     |
|                |                                              | 上記以外                                                          | 0          |   |           |           |     |     |
| 賃金向上及び女性活躍     | 企画提案者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組に応じた評価点の加算措置 |                                                               | 別記配点により採点  |   |           |           |     | 10  |
| 合 計            |                                              |                                                               |            |   |           |           |     | 100 |

(別記)「賃金水準の向上」「女性の活躍推進」に関する加点措置について

| 評価項目    | 評価内容                                                         |                   |          | 配点例<br>(100満点の場合) |           |
|---------|--------------------------------------------------------------|-------------------|----------|-------------------|-----------|
|         | 大区分                                                          | 小区分               |          |                   |           |
| 賃金水準の向上 | 役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 | 1.50%以上           |          | 3                 | 最大<br>5   |
|         |                                                              | 2.00%以上           |          | 4                 |           |
|         |                                                              | 3.00%以上           |          | 5                 |           |
|         | パートナーシップ構築宣言の作成・公表                                           |                   |          | 0.5               |           |
| 女性の活躍推進 | 一般事業主行動計画の策定・届出                                              | 従業員数100人以下の企業     | 女活法 ※ 2  | 各                 | 最大<br>0.5 |
|         |                                                              |                   | 次世代法 ※ 2 | 0.25              |           |
|         | えるぼしチャレンジ企業認定 ※1                                             |                   |          | 1                 | 最大<br>3   |
|         | 法令に基づく認定                                                     | 女活法 ※ 2           | えるぼし     | 1.5               |           |
|         |                                                              |                   | プラチナえるぼし | 2                 |           |
|         |                                                              | 次世代法 ※ 2          | くるみん     | 1.5               |           |
|         |                                                              |                   | プラチナくるみん | 2                 |           |
|         |                                                              | 若者雇用促進法 ※ 2       | ユースエール   | 0.5               |           |
|         | 秋田県知事表彰の受賞                                                   | 女性活躍・両立支援企業表彰 ※ 3 |          | 各<br>0.5          | 最大<br>1   |
|         |                                                              | 女性の活躍推進企業表彰 ※ 3   |          |                   |           |
|         |                                                              | 子ども・子育て支援知事表彰 ※ 3 |          |                   |           |
|         |                                                              | 男女共同参画社会づくり表彰 ※ 3 |          |                   |           |

注 1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注 2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注 3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大 5 点、合計10点）により配点を行うものとする。

※ 1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和 4 年 5 月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を 1 つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※ 2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）  
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）  
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※ 3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和 7 年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。